

阿南市しいたけ燃油高騰対策支援金



1 趣旨

世界情勢を背景に燃油価格が高騰・高止まりする中、経営費に占める燃油費の割合が高いしいたけ生産事業者等の経営への影響が危惧される状況に鑑み、県が実施するしいたけ燃油高騰対策支援事業（以下「県対策事業」という。）の支援を受ける阿南市内のしいたけ生産事業者等の方に、燃油購入費の一部を支援します。

2 対象者(以下の全てに該当)

ア 次のいずれかを満たす者であること。

(1) 市内取組事業者

令和6年1月1日において、以降引き続き阿南市内(以下「市内」という。)に事務所を設置し、しいたけの生産若しくはしいたけの菌床製造を行う森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業振興法第2条第1項第1号に規定する民間事業者(以下「市内取組事業者」という。)であること。

(2) 市内取組実施者

令和6年1月1日において、以降引き続き市内に住所を有し、しいたけの生産若しくはしいたけの菌床製造を行う個人(以下「市内取組実施者」という。)であること。

イ 県対策事業による補助金の交付確定を受けていること。

ウ 支援金の支給申請時において、市税を滞納していないこと。

3 支援対象燃油

きのこ菌の培地の殺菌、きのこ菌の培養及び発生工程の加温に供するため、市内取組事業者又は市内取組実施者が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間(以下「対象期間」という。)に購入した A 重油及び灯油

4 支援金単価

支援金の支給は、対象期間の各月において、当該月の燃料平均価格^{※1}が基準価格^{※2}を超えた場合に行います。

支援対象燃油の単位数量当たりの支援金額(以下「支援金単価」という。)は、次に掲げる算式により算出された額を限度額とし、小数点第2位以下は切り捨てます。

$$\text{支援金単価(円/リットル)} = [\text{当該月の燃料平均価格}^{\ast 1}(\text{円/リットル}) - \text{基準価格}^{\ast 2}(\text{円/リットル})] \\ \times 1/2(\text{県補助}) \times 1/2(\text{市補助}) \text{以内}$$

〔※1 当該月の燃料平均価格…施設園芸セーフティネット構築事業における当該月の A 重油及び灯油の全国平均価格〕

〔※2 基準価格…施設園芸セーフティネット構築事業における発動基準価格〕

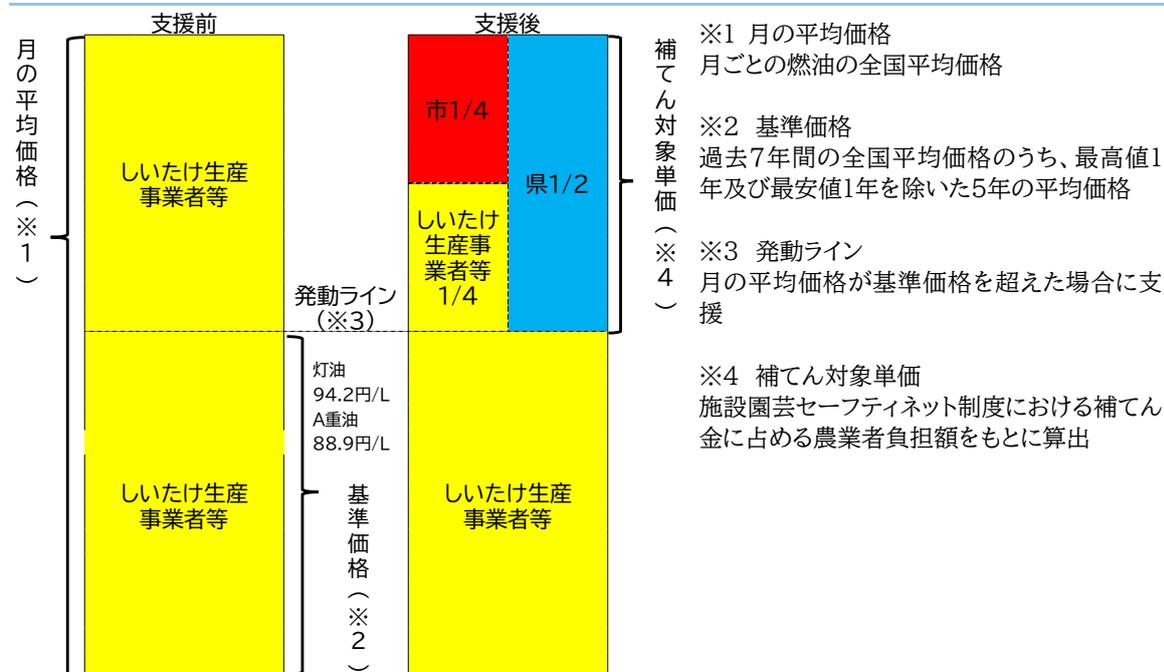
5 支援金額

支援金の額は、各月の支援対象燃油ごとに算出された支援金単価に当該月の支援対象燃油の購入量を乗じて得た額(1円未満切捨て)の対象期間内の合計額

$$\text{当該月支援金交付額(円未満切捨て)} = \text{支援金単価} \times \text{支援対象燃油数量}$$

※支援金額が、「660円(振込手数料)」未満の場合については、支援の対象外となります。

6 支援イメージ図



7 必要書類

- ア 支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- イ 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ウ 県対策事業実施要領第6の5に規定する実績報告書及び添付書類の写し
- エ 県対策事業による支援金の確定通知書の写し
- オ 支援金支給申請書兼請求書チェックリスト
- カ 市内取組事業者の所在地が確認出来る書類
- キ 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

8 申請受付期間

令和7年7月14日(月)から令和7年8月8日(金)まで(土、日、祝日を除く)



9 問合せ先

阿南市役所 農林水産課 (〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3)

電話 0884-22-0033 Eメール nourin@anan.i-tokushima.jp